

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に基づく配点配分基準
(客観的審査)

根拠法令	認定等の区分 ※1		配点
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	えるぼし認定	1段階目 ※2	0.4
		2段階目 ※2	0.8
		3段階目	1.2
	一般事業主行動計画策定届 ※3		0.2
次世代育成支援対策推進法 (次世代法)	くるみん認定		0.4
	プラチナくるみん認定		0.8
青少年の雇用の促進等に関する法律 (若者雇用促進法)	ユースエール認定		0.8

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※4 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

※5 女性活躍推進法に基づく認定等について、認定の取消等によって提案書提出時と異なる状況となった場合には、速やかに本学担当者に届け出ること。